

# 「山形の家づくり利子補給制度」の手続きの流れ

## 1 準備

※新築する住宅が利子補給の基準に適合するかどうか、資金の計画や住宅設計などで検討して下さい。

## 2 申込み

【いつまで】 屋根工事が完了する **40 日前**までに

《提出書類》 山形の家づくり利子補給申込書（様式第1号）

※1 利子補給の予定者となると「山形の家づくり利子補給予定者決定書」(様式第2号)が送付されます。

## 3 利子補給金の交付申請

【いつまで】 利子補給予定者決定の日から **40 日以内**（申込み時点で工事に着していた場合は **14 日以内**）

《提出書類》

- ①山形の家づくり利子補給金交付申請書（様式第5号）
- ②取扱金融機関が作成した返済予定を明記した書類
- ③対象となる住宅の図面（配置図・平面図など）

※2 利子補給の交付対象と認められると「山形の家づくり利子補給交付決定通知書」(様式第6号)が送付されます。

## 4 中間検査申請（検査を受けないと利子補給が受けられませんのでご注意ください。）

【いつまで】 屋根工事が完了する **15 日前**までに

《提出書類》

- ①山形の家づくり利子補給中間検査申請書（様式第8号）
- ②「やまがたの木」認証制度の販売管理票
- ③施工者が作成した木材使用量計算書（木材の納品書を添付）

※3 申請書受付から15日以内に県の職員等が耐久性基準等を現場で検査します。  
基準に適合している場合は「山形の家づくり利子補給検査済証」(様式第9号)が送付されます。

## 5 住宅完成

【いつまで】 住宅完成または引渡し後 **14 日以内**

《提出書類》 山形の家づくり利子補給住宅完成後報告書（様式第10号）

## 6 融資契約締結報告 ※ローン契約の締結時期により手続きが前後する場合があります。

【いつまで】 住宅ローン契約締結の日から **10 日以内**

《提出書類》

- ①山形の家づくり利子補給融資契約締結報告書（様式第12号）
- ②取扱金融機関が作成した返済計画を明記した書類
- ③山形の家づくり利子補給検査済証の写し

※4 中間検査前に融資契約締結報告書を提出する場合は「山形の家づくり利子補給検査済証交付前誓約書」(様式第11号)を検査済証の写しに代えて提出して下さい。

平成24年度から「手続きの流れ」が変わります。  
ご注意ください！

★主な変更点★

○書類の提出先

建設地を所轄する**総合支庁建設部建築課**に提出して下さい。ただし、融資契約締結報告書は**取扱金融機関**に提出して下さい。

○申込書の記載内容

記載内容を簡略化しました。詳しくは様式をご確認ください。

○交付申請の提出時期

申込み後、利子補給の予定者となった日から**40日以内**に提出して下さい。ローン返済計画・省エネ基準の仕様などについて審査を行います。

○中間検査の実施（外壁工事前報告から変更）

これまでの外壁工事前報告書に代え中間検査申請書を提出して下さい。屋根工事が完了する**15日前**までに申請を行って下さい。

○融資契約締結報告書の提出（交付申請から変更）

これまでの交付申請と同程度の内容について報告していただきます。

山形県